

## 【別紙1】

# 重要事項説明書

### 1. 事業者

(1) 法人名 医療法人社団 慈成会  
(2) 法人所在地 北海道旭川市東旭川町下兵村254番5  
(3) 電話番号 0166-36-2240  
(4) 代表者 理事長 直江 綾子  
(5) 開設年月日 昭和57年10月

### 2. 事業所の概要

(1) 事業所名 東旭川訪問看護ステーション  
(2) 所在地 北海道旭川市東旭川町下兵村254番5 東旭川病院内  
(3) 電話番号 0166-36-2240  
(4) FAX番号 0166-36-1891  
(5) 管理者名 佐々木 伸大  
(6) 開設年月日 令和6年4月1日  
(7) 事業者番号 0162990808

### 3. 運営方針

- (1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援致します。  
(2) 関係市町村及び地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

### 4. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域  
旭川市内  
(2) 営業日及び営業時間  
月曜日～金曜日 8:30～17:00  
但し、国民の祝日、8月15日、12月30日～1月3日を除く。

### 5. 職員の体制

職種	常勤		非常勤		合計		職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
管理者(看護師)		1				1	管理業務(訪問看護兼務)
保健師							訪問看護
看護師	2	1			2	1	訪問看護

### 6. 当事業所が提供するサービスの内容

- (1) 訪問看護の提供にあたっては、利用者の病状悪化の防止、在宅療養の援助を行うため適切なサービスを提供いたします。  
(2) 訪問看護の提供は、親切丁寧に行い、わかりやすいように説明いたします。不明な点があった場合には、いつでも担当職員に遠慮なくお聞き下さい。  
(3) 訪問看護の提供は、利用者との協議により訪問する日程を調整しながら行います。

### 7. 利用料金

- (1) 利用料金  
・利用料金の詳細については別紙2を参照下さい。  
・料金の改定があった場合は、利用者及びその家族に説明し同意を得ます。  
(2) 支払方法  
毎月10日前後に、前月分の請求書を発行し、順次担当職員がご請求致します。  
ご請求分をお支払いいただきますと、領収書を発行します。  
領収書は原則、再発行しませんので、大切に保管して下さい。

## 8. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情、ご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情、相談受付窓口・担当

事業所管理者 電話 0166-36-2240

○受付時間 当事業所営業日の時間帯 8:30~17:00

### (2) 行政機関、その他苦情受付機関

旭川市役所 介護保険課	所在地 旭川市7条通り9丁目総合庁舎2階 電話番号：0166-25-6485
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目291 電話番号：011-231-5161

## 9. 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化が生じた場合は、すみやかに主治医、ご家族に連絡し必要に応じて、医療機関への受診の援助をいたします。

## 10. 個人情報の保護

当事業所が行う訪問看護事業において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密を保持します。従業員が退職後も、在職中に知り得た秘密を漏らす事がないよう、必要な措置を講じます。

## 11. 虐待防止のための措置に関する事項

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、福祉の増進に努めます。

訪問看護ステーションにおける利用者に対する虐待を防止するために、職員へ研修を行います。

## 12. ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対するハラスメントの防止のために必要な措置を講じます。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為

(3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ

## 13. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるために次の事項にご注意ください。

(1) 看護師等職員は、年金の管理・金銭の貸借・訪問車への同乗などは出来ません。

(2) 看護師等職員に対する贈り物や飲食等のお心遣いは、ご遠慮させていただきます。

(3) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などのお預かりは出来ません。

## 14. 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担の観点から、政府の方針も踏まえ、重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、様式例から押印欄を削除する。